こと。また，医薬品とその使用法についても扱うこと。さらに，高齢者や障害者の交通安全などについても扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(3)のアについては，人間の成長・発達における心理や身体機能の変化と日常生活への影響について扱うこと。イについては，老年期の定義，高齢者の医療制度などについて，「社会福祉基礎」や「介護福祉基礎」と関連付けて扱うこと。ウについては，ヘルスプロモーションの考え方及び生涯を通じた健康についても扱うこと。また，健康と環境や食品などとの関係についても扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(4)及び(5)については，地域包括支援センターの役割や機能など地域の支援体制や関連職種との連携と協働，チームアプローチ及び家族への支援や指導についても扱うこと。

カ　〔指導項目〕の(4)については，認知症の特徴と生活への影響，予防と治療，支える家族や生活面への影響について扱うこと。ウについては，認知症ケアの歴史や理念，罹(り)患者数の推移，認知症高齢者への支援対策の概要についても扱うこと。

キ　〔指導項目〕の(5)については，障害に関する基本的な考え方と関連法規について，「社会福祉基礎」と関連付けて扱うこと。アについては，国際障害分類から国際生活機能分類への障害の捉え方の変遷について扱うこと。イについては，各種障害の種類や特性などについて扱うこと。ウについては，具体的な事例を通して，障害が日常生活に及ぼす影響，心身機能の活用，在宅医療を含めた地域における支援体制などについても扱うこと。

第９　福祉情報

１　目　標

福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，情報及び福祉分野における情報の活用に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 情報及び福祉分野における情報の活用について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 情報及び福祉分野における情報の活用に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。

(3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び，情報及び福祉分野における情報の活用に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 情報社会と福祉サービス

ア　情報社会

イ　情報機器の利用と福祉サービス

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア　情報モラル

イ　情報のセキュリティ管理

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

ア　情報機器の仕組みとプログラミング

イ　情報通信ネットワークの仕組み

(4) 福祉サービスと情報機器の活用

ア　情報の収集，整理，分析，発信

イ　福祉サービスの各分野における情報機器の活用

ウ　情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援

エ　個人情報の管理

３　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(3)及び(4)については，実際に情報機器や情報通信ネットワークを活用できるよう実習を中心として扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，具体的な事例を通して，情報社会における生活の変化と福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，情報に関連する法規やマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任などの情報モラル及び情報通信ネットワーク，情報セキュリティを確保する方法について扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)のアについては，情報機器の基本的な構成要素とプログラミング及びソフトウェアの役割と特徴について扱うこと。イについては，情報通信ネットワークの基本的な仕組みについて扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)のアについては，情報機器や情報通信ネットワークを利用した情報の収集，整理，分析，発信について扱うこと。イについては，福祉サービス各分野での情報機器を活用したサービスや情報の